

石川県公報

平成 28 年 7 月 1 日

第 1 2 9 1 4 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

| 告 示 | |
|--|---|
| ○一般競争入札の落札者等 (管財課) | 1 |
| ○生活保護法に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出 (厚生政策課) | 2 |
| ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出 (同) | 2 |
| ○身体障害者福祉法に基づく診断を担当する医師の指定 (障害保健福祉課) | 2 |
| ○身体障害者福祉法に基づく診断を担当する医師の指定を辞退する旨の届出 (同) | 3 |
| ○救急病院の認定 (地域医療推進室) | 4 |
| ○受胎調節の実地指導を業として行う者の指定 (少子化対策監室) | 4 |
| 公 告 | |
| ○特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課) | 5 |
| ○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (同) | 5 |
| ○基本測量実施公告 (監理課) | 5 |
| ○公共測量実施公告 (同) | 6 |
| ○道路の位置の指定公告 (建築住宅課) | 6 |
| 選挙管理委員会 | |
| ○県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数 | 6 |
| ○県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数 | 6 |
| ○県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数 | 7 |
| ○県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数 | 7 |

告 示

石川県告示第342号

WTO (世界貿易機関) に基づく政府調達に関する協定 (平成 7 年条約第 23 号) の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成 28 年 7 月 1 日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法
モニタリングポスト 45 台 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部管財課
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
- 落札者を決定した日
平成 28 年 5 月 12 日
- 落札者の名称及び所在地
株式会社日立製作所
東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 6 号
- 落札金額
180,360,000 円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
平成 28 年 4 月 1 日

石川県告示第343号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成28年7月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 居 宅 介 護 事 業 者 | | 居 宅 介 護 事 業 所 | | 廃 止 年月日 |
|---------------|-------------|---------------|-----------|----------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 名 称 | 所 在 地 | |
| 社会福祉法人萌和会 | 加賀市深田町口2番地1 | いまケア24 | 加賀市作見町り77 | 平成28年 3月31日 |
| 〃 | 〃 | いまケア太陽 | 〃 | 〃 |

石川県告示第344号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成28年7月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 居 宅 介 護 事 業 者 | | 居 宅 介 護 事 業 所 | | 廃 止 年月日 |
|---------------|-------------|---------------|-----------|----------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 名 称 | 所 在 地 | |
| 社会福祉法人萌和会 | 加賀市深田町口2番地1 | いまケア24 | 加賀市作見町り77 | 平成28年 3月31日 |
| 〃 | 〃 | いまケア太陽 | 〃 | 〃 |

石川県告示第345号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、診断を担当する医師として次のとおり指定した。

平成28年7月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 診療科目 | 医療機関の名称 | 所 在 地 | 医師氏名 | 指定年月日 |
|---------|-------------|--------------|-------|------------|
| 耳鼻咽喉科 | 恵寿総合病院 | 七尾市富岡町94番地 | 山田 和宏 | 平成28年6月21日 |
| 外 科 | 〃 | 〃 | 平井 文彦 | 〃 |
| 内 科 | 〃 | 〃 | 宮坂麻由子 | 〃 |
| 消化器外科 | 〃 | 〃 | 佐藤 就厚 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 高井 優輝 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 中山 啓 | 〃 |
| 内 科 | 恵寿ローレルクリニック | 七尾市富岡町95番地 | 吉岡 哲也 | 〃 |
| 神 経 内 科 | 公立能登総合病院 | 七尾市藤橋町ア部6番地4 | 町谷 知彦 | 〃 |
| 整 形 外 科 | 〃 | 〃 | 八野田 純 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 岡本 義之 | 〃 |
| 内 科 | 〃 | 〃 | 山端 潤也 | 〃 |
| 小 児 科 | 〃 | 〃 | 池野 郁 | 〃 |
| 脳神経外科 | 〃 | 〃 | 圓角 文英 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 廣田 雄一 | 〃 |
| 内 科 | 岡本病院 | 小松市小馬出町13番地 | 岡本 真紀 | 〃 |

| | | | | |
|--------|---------------|-----------------|-------|---|
| 耳鼻咽喉科 | 小松市民病院 | 小松市向本折町ホ60番地 | 中島 正志 | 〃 |
| 外 科 | 〃 | 〃 | 竹本 法弘 | 〃 |
| 内 科 | 〃 | 〃 | 後藤 善則 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 米田 太郎 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 窪田 美幸 | 〃 |
| 脳神経外科 | 〃 | 〃 | 村松 直樹 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 吉田 優也 | 〃 |
| 眼 科 | やわたメディカルセンター | 小松市八幡イ12番地7 | 新村 彩乃 | 〃 |
| 循環器内科 | 〃 | 〃 | 福田 敦夫 | 〃 |
| 内 科 | 小松子ども医療福祉センター | 小松市瀬領町丁1番2 | 山本 健一 | 〃 |
| 小 児 科 | 〃 | 〃 | 関 秀俊 | 〃 |
| 内 科 | 市立輪島病院 | 輪島市山岸町は1番1地 | 川崎 靖貴 | 〃 |
| 小 児 科 | 〃 | 〃 | 佐藤 啓 | 〃 |
| 〃 | 石川病院 | 加賀市手塚町サ150番地 | 清水 眞 | 〃 |
| 内 科 | ちよくし町クリニック | 加賀市勅使町ハ25番地1 | 濱田 和也 | 〃 |
| 整形外科 | 二ツ屋病院 | かほく市二ツ屋ソ72番地 | 佐々木雅仁 | 〃 |
| 外 科 | 〃 | 〃 | 松木 伸夫 | 〃 |
| 内 科 | 〃 | 〃 | 川原 弘 | 〃 |
| 〃 | 公立松任石川中央病院 | 白山市倉光三丁目8番地 | 長岡 匡 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 船木 雅也 | 〃 |
| 泌尿器科 | 〃 | 〃 | 黒川 哲之 | 〃 |
| 耳鼻咽喉科 | 金沢医科大学病院 | 河北郡内灘町大学1丁目1番地 | 八尾 亨 | 〃 |
| 呼吸器外科 | 〃 | 〃 | 浦本 秀隆 | 〃 |
| 心臓血管外科 | 〃 | 〃 | 永吉 靖弘 | 〃 |
| 産婦人科 | 〃 | 〃 | 笹川 寿之 | 〃 |
| 内 科 | 志雄病院 | 羽咋郡宝達志水町荻市ほ1番地1 | 西澤 誠 | 〃 |
| 〃 | 公立穴水総合病院 | 鳳珠郡穴水町字川島タの8番地 | 田辺 寛 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 松井 亮太 | 〃 |
| 循環器内科 | 〃 | 〃 | 藤田 航 | 〃 |
| 泌尿器科 | 〃 | 〃 | 中井 暖 | 〃 |

石川県告示第346号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次の医師から、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を辞退する旨の届出があった。

平成28年7月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 診療科目 | 医療機関の名称 | 所在地 | 医師氏名 | 辞退年月日 |
|-------|----------|--------------|-------|------------|
| 神経内科 | 公立能登総合病院 | 七尾市藤橋町ア部6番地4 | 室石 豊輝 | 平成28年3月31日 |
| 整形外科 | 〃 | 〃 | 岡山 忠樹 | 〃 |
| 脳神経外科 | 〃 | 〃 | 喜多 大輔 | 〃 |
| 内 科 | 岡本病院 | 小松市小馬出町13番地 | 岡本 淳一 | 平成28年5月18日 |
| 形成外科 | 小松市民病院 | 小松市向本折町ホ60番地 | 小泉 尚子 | 平成27年3月31日 |
| 整形外科 | 〃 | 〃 | 吉田 弘範 | 〃 |
| 外 科 | 〃 | 〃 | 川浦 幸光 | 平成28年3月31日 |
| 小 児 科 | 〃 | 〃 | 上野 良樹 | 〃 |
| 循環器内科 | 〃 | 〃 | 藤田 主税 | 〃 |

| | | | | |
|------------|--------------|------------------|-------|-------------|
| 消化器内科 | 〃 | 〃 | 辻 重継 | 〃 |
| 眼 科 | やわたメディカルセンター | 小松市八幡イ12番地7 | 清水 ふき | 平成28年4月1日 |
| 耳鼻咽喉科 | 市立輪島病院 | 輪島市山岸町は1番1地 | 上野 貴雄 | 平成28年3月31日 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 中西 清香 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 波多野 都 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 室野 重之 | 〃 |
| 内 科 | 〃 | 〃 | 津山 翔 | 〃 |
| 小 児 科 | 〃 | 〃 | 白橋徹志郎 | 〃 |
| 整形外科 | 加賀温泉病院 | 加賀市直下町ヲ91番地 | 久藤 豊治 | 平成24年7月31日 |
| 内 科 | 〃 | 〃 | 橋本 之方 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 砂川 省介 | 〃 |
| リハビリテーション科 | 〃 | 〃 | 岩佐 隆明 | 〃 |
| 眼 科 | 山中温泉医療センター | 加賀市山中温泉上野町ル15番地1 | 高澤 麻子 | 平成28年4月1日 |
| 外 科 | 〃 | 〃 | 大村 健二 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 横町 順 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 吉田 政之 | 〃 |
| 内 科 | 〃 | 〃 | 井岡 宣人 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 大塚八左右 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 杉原 雅子 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 田川 庄督 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 宮西 秀二 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 宮元 進 | 〃 |
| 〃 | 公立松任石川中央病院 | 白山市倉光3丁目8番地 | 赤堀 弘 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 鷹取 元 | 〃 |
| 循環器内科 | 〃 | 〃 | 八重樫貴紀 | 〃 |
| 泌尿器科 | 〃 | 〃 | 稲村 聡 | 平成28年5月1日 |
| 内 科 | 野々市よこみやクリニック | 野々市市郷町119街区2 | 柳川 勇人 | 平成28年4月1日 |
| 眼 科 | 金沢医科大学病院 | 河北郡内灘町大学1丁目1番地 | 佐々木一之 | 平成28年3月4日 |
| 神経内科 | 〃 | 〃 | 田中 恵子 | 平成28年3月31日 |
| 内 科 | 〃 | 〃 | 田中 真生 | 平成27年9月30日 |
| 呼吸器外科 | 〃 | 〃 | 佐川 元保 | 平成28年3月31日 |
| 産婦人科医 | 〃 | 〃 | 牧野田 知 | 平成27年10月19日 |
| 整形外科 | 志雄病院 | 羽咋郡宝達志水町荻市ほ1番地1 | 岡田 正人 | 平成25年12月18日 |

石川県告示第347号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成28年7月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 名 称 | 所 在 地 | 認定年月日 | 認定の有効期限 |
|-------|--------------|-----------|------------|
| みらい病院 | 金沢市鞍月東1丁目9番地 | 平成28年7月1日 | 平成31年6月30日 |

石川県告示第348号

母体保護法（昭和23年法律第156号）第15条第1項に規定する受胎調節の実地指導を業として行う者として、平成28年7月1日次のとおり指定した。

平成28年7月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 指定番号 | 住 所 | 保健師、助産師 又は看護師の別 | 氏 名 |
|--------|--------------------------------------|--------------------|---------|
| 第1189号 | 金沢市石引4丁目13番41号 金沢医療センター看護師宿舎A棟204 | 助 産 師 | 稲 垣 あ ゆ |

公 告

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成28年7月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成28年6月14日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 紬の会

3 代表者の氏名

山中 文夫

4 主たる事務所の所在地

白山市徳光町147番地

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者等の健康増進を図るため、芸能活動に関する事業を行い高齢者等の福祉に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成28年7月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成28年6月10日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 サポート24

3 代表者の氏名

森田 尚文

4 主たる事務所の所在地

金沢市東山3丁目11番14号

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対し介護保険法に規定する居宅介護支援事業、居宅サービス事業及び地域密着型サービス事業等を行うとともに、障害者に対し障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業及び一般相談事業、特定相談事業、障害児相談事業を行い、地域生活支援事業として移動支援事業等を行う。これらの活動以外にも介護、移動、その他の生活全般にわたる援助を適切に行い、地域の福祉と健康の増進に努める。

基本測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量

を実施する旨の通知があった。

平成28年7月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 作 業 種 類 | 作 業 期 間 | 作 業 地 域 |
|---------------------------|----------------------------|-------------------|
| 基 本 測 量 (国土調査に伴う基準点測量) | 平成28年7月22日から 同年12月28日まで | 輪島市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町 |

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、七尾市長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年7月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 作 業 種 類 | 作 業 期 間 | 作 業 地 域 |
|-------------------------|-----------------------------|---------|
| 公 共 測 量 (デジタル空中写真撮影) | 平成28年6月1日から 平成29年3月31日まで | 七尾市全域 |

道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成28年7月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 関係土地の地名及び地番 | 道路の幅員及び延長 | 位置指定申請者 | 指定年月日 |
|---------------------|-----------------------|---------------------------------|------------|
| かほく市内日角ハ62番6及び62番14 | 幅員 6.00m 延長 22.05m | かほく市内日角五丁目11番地 有限会社リアル・エステート | 平成28年6月20日 |

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第57号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成28年7月1日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

19,269人

石川県選挙管理委員会告示第58号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成28年7月1日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

220,428人

石川県選挙管理委員会告示第59号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成28年7月1日

石川県選挙管理委員会

| 選 挙 区 名 | 最 低 署 名 者 数 |
|-----------------------|-------------|
| 金 沢 市 選 挙 区 | 125,772人 |
| 七 尾 市 選 挙 区 | 15,760人 |
| 小 松 市 選 挙 区 | 29,678人 |
| 輪 島 市 選 挙 区 | 8,373人 |
| 珠 洲 市 選 挙 区 | 4,621人 |
| 加 賀 市 選 挙 区 | 19,596人 |
| 羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区 | 10,464人 |
| か ほ く 市 選 挙 区 | 9,653人 |
| 白 山 市 選 挙 区 | 30,969人 |
| 能 美 市 能 美 郡 選 挙 区 | 14,923人 |
| 野 々 市 市 選 挙 区 | 13,933人 |
| 河 北 郡 選 挙 区 | 17,691人 |
| 羽 咋 郡 北 部 選 挙 区 | 6,296人 |
| 鹿 島 郡 選 挙 区 | 5,243人 |
| 鳳 珠 郡 選 挙 区 | 8,175人 |

石川県選挙管理委員会告示第60号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成28年7月1日

石川県選挙管理委員会

220,428人

